

働く人のための

職場のお悩みQ&A

仕事上で直面するトラブルや悩みにお応えします。

問合 産業振興課／Tel674-7411

ID 004265



監修：
大阪府社会保険労務士会
大阪北摂支部

Q 4/1から雇用保険制度が改正されたとのことですが、育児に関する給付金って、何か変わったんでしょうか。どんな支援が受けられるのか、情報が多くてよく分かりません。



A 4/1に創設された「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」に加え、以下の給付金があります。ライフスタイルに合った制度を選ぶためにも、内容や支給条件を事前にチェックしておくで安心です。主な支給要件は次のとおりですが、制度の詳細と申請方法については、厚生労働省のホームページなどを参照してください。

①育児休業給付金…雇用保険

の被保険者が育児休業を取得
②出生時育児休業給付金…子の出生後8週間以内に父親が育児休業を取得
③出生後休業支援給付金…子の出生直後の一定期間に両親が育児休業を14日以上取得
④育児時短就業給付金…2歳未満の子を養育するために育児時短就業を選択し、時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たす